



平成 29 年 3 月 30 日

「東日本大震災被災者支援ローン」の取扱期間延長について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、東日本大震災により被害を受けたお客さまに対し、地域金融機関として金融面での支援を継続するため、「東日本大震災被災者支援ローン」の取扱期間を1年間延長いたしますので、お知らせします。

記

【東日本大震災被災者支援ローン概要】

ローン種類	住宅ローン	リフォームローン	フリーローン
融資対象者	東日本大震災により被害を受けた個人のお客さま (市町村長による「罹災証明書」をご提出いただいた方)		
資金用途	住宅の取得、買い替え、 住み替え、増改築、補修 資金	住宅の増改築・補修資金、 家具・照明器具などの インテリア資金	災害から復旧するため に必要な生活資金(自動 車購入資金等も含む)
融資限度額	80 百万円	15 百万円	5 百万円
融資利率	当行窓口までお問い合わせください		
融資期間	35 年以内	20 年以内	10 年以内
担保	有担保	無担保	無担保
保証会社	ちばぎん保証㈱		
取扱期間	平成 23 年 3 月 18 日 (金) ～ 平成 30 年 3 月 30 日 (金)		

被災された皆さまに対しては、全ての営業店で相談窓口を設置しており、既存のお借入れのご返済に関するご相談も承っておりますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

以 上